

大阪市告示第1246号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年9月3日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日
大阪市中央体育館 第1体育場	令和7年9月4日（木）から 同月5日（金）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）